

第5次野洲市男女共同参画行動計画

# 男女共同参画プランやす

令和8年度～令和12年度



## 男女共同参画社会の実現を目指して

人権の尊重と真の男女平等の達成  
新たな価値観・社会システムの創造

令和8年3月

野洲市

## 男女共同参画社会って？

「男女共同参画社会基本法」では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

## なぜこの計画が必要なの？

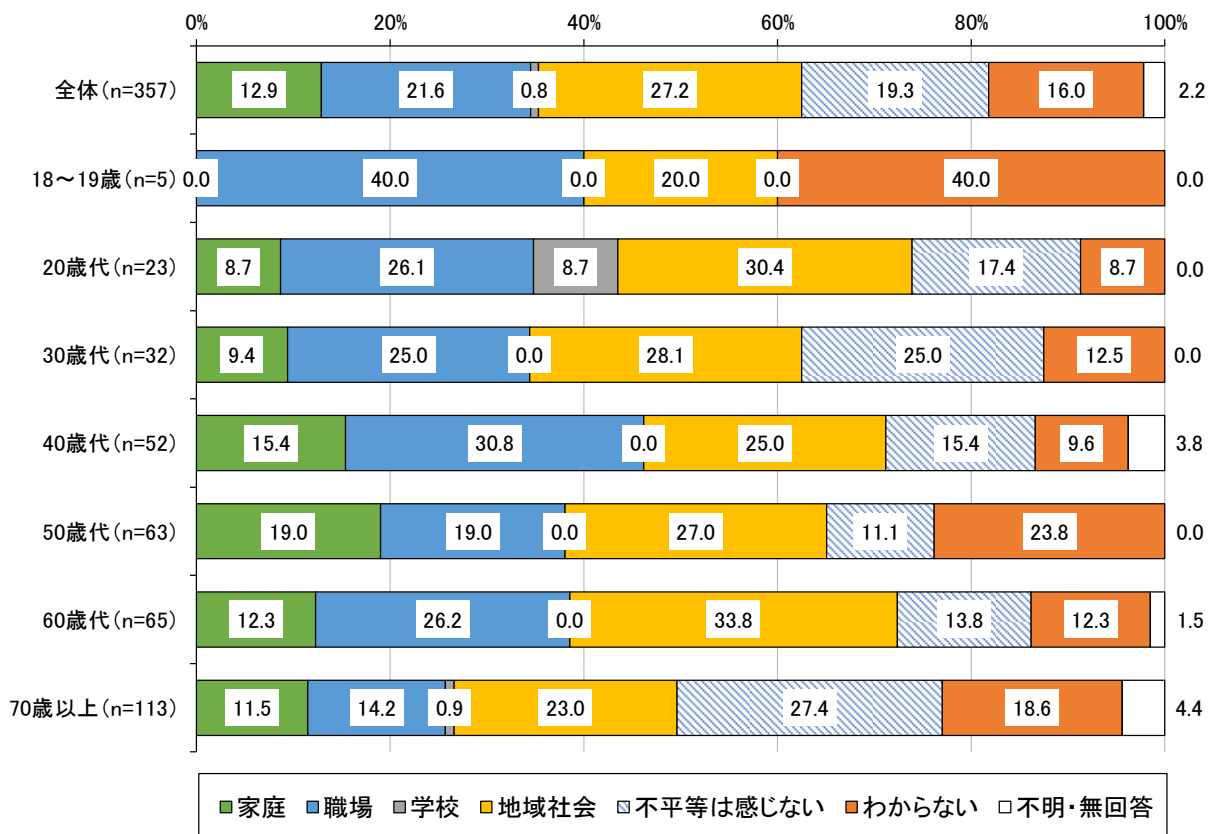
男女共同参画の推進は、だれもが性別に関わらず、自分らしく生きることのできる社会の実現につながるものです。野洲市は、憲法第14条の理念の下、関連する各条例の制定を通じて、人権尊重と男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として残り、家事・育児等の負担の偏りも課題となっています。

こうした状況を踏まえ、人権の尊重を基盤に、真の男女平等を実現し、社会の変化に応じた価値観やシステムを創造していくことが重要です。これらの方向性に基づき、野洲市における今後5年間の男女共同参画に関する取組を示したのが「第5次野洲市男女共同参画行動計画 男女共同参画プランやす」です。

## 男女平等に関する市民意識の現状

日常生活の中で、男女の不平等感を最も感じるところについて、20歳代、30歳代、50歳代、60歳代では「地域社会」、40歳代では「職場」、70歳以上では「不平等は感じない」が最も高くなっています。

■日常生活の中で、男女の不平等感を最も感じるところ【年代別】



資料：野洲市人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査（令和6年度）

## 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める意識づくり

#### 重点課題

- (1) 男女共同参画意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する教育の推進

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等である」とする回答率	7.6%	20.0%
「家庭生活で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	28.5%	40.0%
「家庭生活が最も不平等である」とする回答率（女性のみ）	19.7%	10.0%
「学校教育の場で男女の地位が平等である」とする回答率	57.7%	60.0%

#### 施策の方向性

- 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発
- 固定的な性別役割分担意識の解消
- 男女共同参画を推進する人材の育成
- 男女共同参画の視点に立った学校・園教育の推進
- 多様な選択を可能にするキャリア教育の推進
- 多様な学習機会の充実

### 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する環境づくり

#### 【野州市女性活躍推進計画】

#### 重点課題

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 多様な選択ができる環境づくり
- (3) 意思決定の場への女性の参画拡大

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「仕事」「家庭」「プライベートの時間」の優先度について、「理想」と「現状」が一致する率	29.1%	40.0%
男性が「積極的に家事・育児をすべき」または「なるべく家事・育児をするほうがよい」とする回答率	91.9%	95.0%
男性が育児休業を「積極的にとった方がよい」または「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	89.4%	95.0%
男性が介護休業を「積極的にとった方がよい」または「どちらかといえばとった方がよい」とする回答率	91.1%	95.0%
家族経営協定数	16件	20件
待機児童数	10人	0人
「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」とする回答率	44.8%	50.0%

#### 施策の方向性

- 子育て・介護支援の充実
- 仕事と家庭の両立のための支援
- 女性のキャリア形成支援
- 多様な働く場づくり
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 農業委員等への啓発推進
- 女性のエンパワーメントの促進

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方に「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」とする回答率	76.2%	80.0%
職場において、「男女間格差がある」とする回答率	36.0%	20.0%
各種審議会委員等の女性委員比率（市議会議員、行政委員、自治会も含む）	36.2%*	40.0%
女性の自治会長または副自治会長がいる自治会の割合	16.3%*	20.0%
市職員の管理職に占める女性の割合	31.8%	45.0%

※ 令和7(2025)年1月1日現在

## 基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり

### 重点課題

- (1) あらゆる暴力の根絶と人権の尊重  
【野洲市DV防止基本計画】
- (2) 心とからだの健康の保持増進
- (3) 男女がともに担う地域づくり
- (4) 困難な状況にある人への支援と多様性の尊重  
【野洲市困難な問題を抱える女性への支援基本計画】

### 施策の方向性

- かけがえのない命を大切にする意識の浸透
- 相談・支援体制の充実
- DV等の被害者の安全確保と自立支援
- 生涯を通じた健康支援の充実
- 性の尊重、性知識の普及
- 男女共同参画の視点に立った地域づくり
- 防犯・防災・環境、その他さまざまな分野における男女共同参画の視点の強化
- 生活困難を抱える家庭への支援
- ひとり親家庭の自立と生活安定のための支援
- 困難な問題を抱える人への支援
- 多様性の尊重

項目	現状値 (R6)	目標値 (R12)
DVを受けたときに相談できる機関を「知らない」とする回答率	27.2%	0.0%
乳がん検診受診率	15.7%*	18.6%
子宮頸がん検診受診率	21.7%*	23.0%
「自治会や地域活動の場で男女の地位が平等である」とする回答率（女性のみ）	29.5%	40.0%

※ 資料：令和5年度滋賀県におけるがん検診実施状況



## 計画の推進体制

### (1) 庁内推進体制の充実

庁内推進体制の下、市職員が男女共同参画への共通認識を持って業務にあたるとともに、必要に応じて横断的な連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進します。

### (2) 野洲市男女共同参画審議会

野洲市男女共同参画審議会において、多様な立場からの意見を聴取するとともに、施策の進捗状況や男女共同参画に関わる相談等の状況を報告し、本市における男女共同参画の実態把握と調査及び研究を行います。

### (3) 関係機関等との連携の推進

国・県等の関係機関や事業者、男女共同参画に関する団体と連携し、最新の動向把握や先進事例の収集を進めながら、市民・事業者・行政の協働による推進体制を強化していきます。

### 第5次野洲市男女共同参画行動計画（概要版）

発行年月：令和8（2026）年3月  
編集・発行：野洲市 総務部 人権施策推進課  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1780番地  
TEL：077-587-6041 FAX：077-518-1860  
Email：jinkenshisanaku@city.yasu.lg.jp